

社会資本整備審議会河川分科会（第10回）議事録

平成15年4月10日

1 開 会

【事務局】 先生、遅れてお見えになるという御報告をいただいております。定刻になりましたので、ただいまより第10回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私、事務局を務めさせていただきますでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、社会資本整備審議会におきまして、去る2月27日付けで委員の改選が行われましたので、御報告をさせていただきます。改選の結果、河川分科会につきましては、

分科会長が退任されまして、委員が新たに就任されました。また、委員、委員、委員及び委員には引き続き当分科会委員をお務めいただくこととなりましたので、以上、御報告を申し上げます。

【事務局】 本日は、前河川分科会長・様にお越しをいただいております。会議に先立ちまして、より御礼のごあいさつを申し上げた後に、前分科会長より一言ごあいさつを頂戴したいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

【事務局】 委員の皆様方には、平素より河川行政に多大なる御指導を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げます。

ただいま司会から申し上げましたように、様におかれましては、このたび河川分科会委員を御退任いただいたわけでございます。前回の会議のときには、まだ委員任期中でございましたので、皆様方に御紹介することができなかったのですが、その後、様と相談いたしまして、私の方から「是非今回の審議会に御出席いただいて、私の方からお礼を申し上げたい」という話をさせていただきましたところ、様からは、「そのような心遣いには及ばない」というお話がございました。そこをとというわけで、たっお願いいたしましたところ、「そういうことであれば、委員の皆様方に、この際、自分としてもごあいさつをしておいた方がいいかなと」というようなお話をいただきまして、本日のようなことになった次第でございます。

様におかれましては、本当にお忙しい中、本日御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

前分科会会長におかれましては、平成6年12月に河川分科会の前身であります河川審議会の委員に御就任されて以来、8年余の長きにわたりまして河川行政の推進のため格段の御尽力と御指導を賜ったところでございます。まことにありがとうございました。

御在任中の御功績の一端を御紹介させていただきたいと存じます。まさに一端の紹介でございまして、私の手元に簡単なメモ書きがあるわけでございますが、これを詳細に御紹介しておりますと、本日の審議会の議事が全部、私の紹介で終わってしまうということに

なりかねないわけでございます。大変重要な答申にかかわっていただきました。その中で、本当に一端を御紹介させていただきます。分科会会長あるいは、そういった形で答申いただいたものだけを、本当に一端を御紹介させていただきます。

「経済社会の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方」という形で、2度ほどいただいております。地方分権を踏まえた今後の河川管理はどういうふうにしていったらいいのか、一級河川、二級河川指定の問題等々、大変大きな内容のものでございました。あるいは、河川の舟運に関する事、さらに新たな水循環国土管理に向けた総合行政のあり方、これも、まさに21世紀の河川行政のあるべき姿を示した大変大きなものでございましたが、そのようなこと。あるいは今後の水利行政のあり方、あるいは今後の情報化に向けた施策は河川としていかにあるべきか、あるいは市町村参画の各種方策、伝統技術の活用、市民団体との連携方策等々、随分省略して申し上げているんですが、そのような多くの答申をまとめていただいたところでございます。

特に平成8年にお取りまとめいただいた提言は、社会経済の変化に対応するための河川制度の基本的な方向をお示しいただいたものであり、平成9年の河川法改正に大きく寄与されたものでございました。また、その他の答申も、水防法の改正といった形で昨年、実を結んでおりますし、今般、特定都市河川浸水被害対策法案を今通常国会に出ささせていただいておりますが、これにつながった答申も既にいただいたわけでございます。それぞれ河川行政の新たな方向性を打ち出させていただきました。

さらに、河川分科会の会長という形で、つい先日でございますが、2月26日には「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について」ということで答申をお取りまとめいただいたわけでございます。こういったいただいた答申は、今後策定することとされております社会資本整備重点計画の治水分野の計画策定にももちろん反映させていただきたいと考えております。

前分科会会長の御功績に対しまして深く感謝の意をあらわしますとともに、今後ともなお一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございます。

【事務局】 それでは、前分科会長よりごあいさつを頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

【前分科会長】 一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

今、から身に余るお話をいただきました。考えてみますと、もう10年近くなるわけでございます。この間の河川行政が大きく転換する時期に審議会をやらせていただいて、私も非常に思い出がございます。

近ごろイラク戦争のニュースを聞いておりますと、しきりにチグリス・ユーフラテス川の名前が出てまいります。非常になつかしい名前、私どもの世代では世界史のときに、文明は大河のほとりで発生、発展したというふうに教わってまいりました。確かに、川と人間の生活はいろんな意味で非常に深いかわり合いがあります。

最近では、特に治水が進みまして、水害の危険が減ってまいりましたが、一つは環境の

問題が大きな問題です。思い出してみますと、20年ぐらい前に、当時の河川審議会に環境の問題を諮問し、答申をいただいております。主として答申の取りまとめに当たられたのは、ここにおられる さんですが、当時の審議会の先生方から非常に褒められましたし、社会的に評価されました。

考えてみますと、それから10何年たって河川法の改正があって、環境というものが法律自体の中に入ってまいりました。いろんな意味で人間生活の中で水の占める位置の重要性ということが広く認識されてきたのだなと思っております。環境問題というのは、河川に限らず、いろんな行政の分野で大きな問題になってきておりますが、いろんなところで聞きますと、河川の人たちは特に環境に非常に熱心だという話も耳に入ってきております。

私、中央環境審議会の委員をしておりましたが、そこで、琵琶湖を初め公共用水域の環境保全の運動をおやりになっている方が「話を一番よく聞いていただくのは建設省の河川の事務所の人たちだ」と、こういうことを言われています。

また、この審議会になりましてからも、 さんあたりから鶴見川の問題をいろいろ聞かせていただいて、随分役所のスタンスも変わりつつあるのかなと。意外に社会の方のスタンスが変わってないのか、隅田川の堤防を石積みにしたら、金が余っているからだという人たちもおられるようなんですが、最近では、隅田川を見ましても、今の花の時期に隅田川を上りますと、パリのセーヌ川を超えるような風景だなと思っております。

いろんな意味で河川行政は新しい展開をしてまいりました。水害の問題では、河川だけでなく下水道との調整の問題、こういう問題も新しく立法にまでやりました。そういう時代に関係させていただいて、私としても、個人的にも非常に楽しかったという気持ちがいたしております。

特に審議会の皆様方、広い視野で社会的な見識をお持ちで、大所高所からいろんな議論をしてまいりました。また事務局の方も、その難しい議論を積極的によくまとめて、答申としてまとめていただきました。本当にありがとうございました。

これからも、さらに発展させる議論を新分科会長のところでやっていただきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。

前河川分科会長は、ここで御退席になられます。長い間、本当にありがとうございました。

2 議 事

(1) 分科会長選任

【事務局】 ただいまより議事に移らせていただきます。分科会長選任までの間、議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、お手元に配付しております資料の御確認をお願い申し上げます。議事次第の下に委員名簿、配席表、その下に資料目次がございます。資料が1-1から3までと資料2がございます。資料1-1が一級河川の指定にかかります付議書、資料1-2がその説明資料でございます。その説明資料にはカラーの地図と代表事例説明資料がついてございます。資料2の方が特定都市河川浸水被害対策法案の関係でございまして、色刷りの資料と

冊子の関係資料というふうにつけてございます。

もし資料の方に不備がございましたら、事務局の方にお申しつけ下さい。

【事務局】 本日は委員改選後初めての会議となりますので、御出席の委員の皆様を 50 音順に御紹介申し上げます。

【各委員の紹介（省略）】

ただいま御紹介のとおり、10 名の委員全員の御出席をいただいておりますので、本分科会が成立していることを報告申し上げます。

続きまして、事務局幹部を紹介申し上げます。

【事務局幹部の紹介（省略）】

なお、本日、
は出張のための欠席をさせていただいております。御報告申し上げます。

以上、事務局幹部紹介をさせていただきました。

【事務局】 社会資本整備審議会令第 6 条第 3 項によりまして、委員の皆様の中から分科会長を互選いただきたく存じます。どなたか御推薦がございましたら、よろしく御願い申し上げます。

【委員】 御提案いたします。委員を推薦したいと思います。委員は、実務面で数々の河川行政の新規施策にかかわってまいりましたし、また現在、研究面でも功績を上げておられますので、御推薦申し上げます。

【事務局】 どうもありがとうございました。

ほかに御推薦はございますでしょうか。

ないようでしたら、委員に分科会長をお願いすることでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【事務局】 どうもありがとうございます。ご異議がないようでございますので、委員に分科会長をお願いいたします。

それでは、委員、分科会長席にお移り願います。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 御推挙いただきました でございます。至りませんが、どうぞよろしく御願い申し上げます。

【事務局】 それでは、以下の議事につきましては、分科会長、よろしくお願いいたします。

(2) 河川法第 4 条第 1 項の一級河川の指定等について

【分科会長】 早速、議事に入りたいと思います。

本日の第1の議題は「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」でございます。本件は去る2月26日付で大臣から審議会に付議され、同日付で運営規則第8条第1項により、審議会会長から河川分科会に付託されたものでございます。

それでは、事務局から内容の説明をお願いいたします。

【事務局】 でございます。座って説明させていただきます。

お手元に指定関係の資料、資料1から1-3までございまして、1-2には別添がございますが、四つの資料がございます。

まず資料1-1でございます。これは国土交通大臣から社会資本整備審議会会長への付議文、審議会会長から河川分科会会長への付託文の写しでございます。説明は省略させていただきます。

資料1-2の説明資料で説明させていただきます。1ページ目に、この手続に関する河川法の規定がございます。一級河川の指定につきましては、「国土保全上または国民経済上特に重要な水系で国土交通大臣が指定したもの」となっておりまして、この指定に当たりましては、社会資本整備審議会の意見を聞かなければならないという規定がございまして、これに沿って今回、お諮りするということでございます。

下の方には手続の流れが書いてございます。法律に規定がございまして、各省協議、関係都道府県知事への照会等、これはすべて終了しておりまして、今回、審議会の審議をいただく、分科会の審議をいただくという手順になってございます。

続きまして、資料の2ページ目を見ていただきたいと思います。指定の内容でございます。この指定については、河川を管理していくためということになりますが、その管理の内容としましては、主として河川の維持等のために河川の工事を行うということが中心になりますので、それによって指定をするということが内容になっております。

今回お願いするのは16河川でございます。その内容としては、(1)にあります新たに工事に着手するために指定するものが6河川、16.5km、それから、(2)にあります、同じく工事に着手するために延長するものが4河川、8.0km、それから、事業の中止等によりまして区間を縮小または廃止するものが6河川、25.3km ございます。これを合計いたしますと、中央の枠に囲んでおりますが、2河川が増加になり、延長としては、減少がありますので、差し引きで0.8kmの減少ということになってございます。ちなみに、一番下に平成14年度の一級河川、1万3,987河川、8万7,560.1kmとございますが、これに2河川増え、0.8km減少するという内容になってございます。

さらに、3ページを見ていただきますと、これまでの推移がまとめてございます。河川法が昭和39年にできまして、その後、水系数が政令で定めておりまして、昭和50年度に現在と同じ109水系になっております。その後、水系数は変わっておりません。そして、現在まで、今申し上げた延長キロになっているということでございます。下の方には最近の指定等の状況が記載してございます。毎年、10から20、30程度の河川の指定がございまして。今回は新規の指定は6河川ということでございます。延長はマイナスになってございます。

続きまして、4ページ以降で、今回の個々の河川の名称を記載してございます。個々の詳しい説明は省略させていただきますが、ざっと御説明した上で、特に主立ったものを代

表的事例ということで、別添の資料で改めて御説明するという形で説明させていただきたいと思えます。主として、指定のパターンなどを中心に御説明します。

4ページにありますのは、石狩川水系の篠路拓北川。これ以下、四つの河川がございまして、北海道の四つの河川、いずれも道の方で工事をするということで、区間を延長しましたり、既存の河川を延長しましたり、新規に河川を指定するというのがこの四つの河川が続いております。ウレロッチ川、新橋川、雨粉川までが、そういうパターンであります。

5ページの一番下にあります第二ウツベツ川は、ちょっと変わっておりまして、河川の部分について下水道で整備するということがありましたので、下水道として整備した上で、上にふたをかけまして町道にするという地元の話がありましたので、これについては今回、道路になるということがありましたので、河川を廃止するということにしております。

続きまして、6ページの馬淵川水系の土橋川については別途の資料で改めて御説明させていただきます。

次の米代川水系の大川目沢川ですが、これにつきましては、平成12年に幾つかダムを廃止しましたが、その一環でありまして、長木ダムの事業中止に伴いまして、これは平成3年にダム整備のために指定しておりましたが、それを改めて廃止しまして、普通河川に戻すということをいたします。

それから、下にあります桂川放水路です。これは河川の一環のバイパスとして桂川放水路をつくりましたので、それについて新規に指定するというものでございます。

7ページに移りまして、利根川水系の菊沢川です。これは通常の工事でございます。

次の阿賀野水系の福島潟放水路につきましては、別途の資料で詳しく御説明させていただきます。

次の信濃川水系の新矢川分水路につきましては、ちょっと細かいんですが、国営の土地改良事業がございまして、既存の新矢川が分断されるということがございましたので、従来から分水路があるんですが、それを新矢川に名前を変えていくという、形式的につけかえですが、実質的には従来と同じ川が流れるわけですが、名称の変更ということになります。

8ページに、同じくこれもダムの中止の例ですが、関川水系の中野川です。中野川ダムの整備のために平成元年に指定していたわけですが、これを改めて廃止をいたしますということで、通常の普通河川に戻ってまいります。

続きまして、淀川水系の堂川、蛇砂川、平成川は、後で三つまとめて説明させていただきます。

最後にあります渡川水系の横瀬川です。これはダムの整備のために既に指定してあるんですが、今回、基本計画ができましたところ、背水影響区間が少し変わってきたということで、約600mですが、上流に延長するという内容でございます。

以上、全体のあらましでございますが、別添の資料を見ていただきたいと思います。横長の資料1-2(別添)という資料でございます。ちょっと目ぼしいものを例示として御説明させていただきます。

まず、土橋川です。資料の2ページを見ていただきますと、位置関係が出ております。八戸に至る馬淵川がございまして、土橋川という支流がございまして、これは現在、準用河川でございます。これについて、洪水が最近頻発したということがありまして、今回指定

しますのは3ページにあります緑色の線の部分、土橋川から馬淵川に交わる部分の約3,240mの指定をいたします。実際にどういう工事をするか、これは青森県の方で工事をされますが、工事の内容が4ページに書いてございます。

今申し上げた説明をここに書いていますが、準用河川であり、平成11年と13年に大きな水害がありまして、土橋川の河道拡幅等を行いたいということで指定するわけです。この部分、この下の方に図が出ていますが、河道を拡幅するんですが、この部分の先の部分、馬淵川に至る部分については非常に市街化が進んでいるということがございまして、工事が大変になるということですが、この部分ですが、たまたまここに国道104号線という道路がございまして、この下を放水路として活用することによって、トータルで費用的にも安くなるし、時間的にも早くなるということで、こちらに放水路をつくるという工事をされるということになります。

したがって、馬淵川に接する部分は放水路で、上流の部分は河道拡幅で対処するという形ですので、これらの全体を指定するということが第1の例でございます。

続きまして、今度は福島潟放水路の御説明をさせていただきます。これは資料の6ページに位置関係が出ております。日本海に面して阿賀野川のところですが、福島潟というのが昔からございまして、新井郷川というのが一級河川で注いでいるということでございます。これが治水上、工事が必要だということで、新潟東港に、昭和44年から、かなり長期間にわたっておりますが、工事を進めてまいりまして、今回、ようやく完成したということになりますので、これについて新規に指定をするものでございます。

その辺の説明は8ページに文章で書いてございます。図は必ずしもわかりやすすくないんですが、これは先ほど申しました地下ではなくて、オープンの放水路でございます。福島潟放水路という、地元ではかなり有名なというか、大分長いことかかって工事がやっとできたということでございます。

続きまして、淀川水系の堂川、蛇砂川、平成川について御説明します。資料の10ページに位置関係が出ておりますので、これをごらんいただきたいと思います。若干ややこしいんですが、10ページの上に変更前というポンチ絵でかいてございます。蛇砂川は西之湖に注ぎまして長命寺川を経て琵琶湖に至る。その支流として堂川というのがあるということが現状であります。一方、その北側に愛知川がありまして、それに和南川が支川として入っているということです。この蛇砂川がいわゆる天井川でありまして、非常に水害が多いということがございまして、その対策として、滋賀県の方で考えられたのが下の方にあります変更後の形です。こういう工事を昭和49年から進められてきたということでございます。

基本的に、これを見ていただければわかりますが、蛇砂川を上の方の和南川に振りかえるということをして、水を和南川に流す。愛知川の方に流していくということになります。それに伴いまして、河川の形式としましては、まず堂川を廃止いたしまして、蛇砂川を変更いたします。旧堂川の部分の蛇砂川と称することにします。その上で、新しく和南川に入れる部分については、地元で考えた名前ですが、平成川ということで、これを新規に指定するという形になっています。

この三つのものを全体として指定変更、廃止等という内容を行うということでございます。詳しい説明は、口頭で申し上げたとおりですが、12ページに少し詳しく説明がござ

いますし、写真等も出ております。

以上のような内容でございます。

大変はしよりましたが、今回の 16 件の指定の内容は以上のとおりでございます。その上で、資料 1 - 3 が、この指定内容の告示の資料でございますが、これについては説明は省略させていただきたいと思っております。

冒頭申し上げましたとおり、今回の一級河川の指定につきましては、法律に基づきます関係行政機関の長への協議、都道府県知事の意見聴取等も行いまして、いずれも支障のないという旨の回答をいただいておりますので、当審議会の御了承をいただきましたら、直ちにこれを官報に掲載いたしたいと思っております。

以上で河川第 4 条第 1 項の一級河川の指定等についての説明を終わらせていただきます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見なり御質問なり自由に御発言をお願いしたいと思います。どなたからでもどうぞ。

【委員】 新矢川のところの説明がわかりにくかったので、再度、お願いしたいと思います。名称変更ということなんですか。私の聞き間違いかもしれません。

【事務局】 図がなくて恐縮なんですが、従来、新矢川というのは、こう流れておりまして、その下に分水路があったんです。曲がった後の矢川の部分が……。ちょうど真ん中に土地改良の方で農業用水路が入りまして河川が分断されるということになりましたので、この新矢川の分をこちらの放水路の方に、名前をつけかえると。機能的には従来もあったんですが、名称としては放水路を廃止しまして、放水路の方を新矢川という名前に変えるという指定の変更をいたすということでございます。図がなくて、わかりにくくて恐縮です。

【分科会長】 よろしいですか。

ほかにどうぞ。

【委員】 一点質問です。資料 1 - 2 に淀川水系のがございます。ここで、ちょうど廃川区間になりますこの川についてはどういう扱いになりますでしょうか。蛇砂川の部分ですね、約 4,010 m ですか、これはどういう形に最後はなるんでしょうか。

【事務局】 廃止になるところの点々の部分でございましょうか。

【委員】 そうです。

【事務局】 河川を廃止いたしますので、河川でなくなりまして、水も流れなくなるそうです。通常の土地になるということです。

【委員】 土地の扱いは最後どういうふうになるんですか。

【事務局】 最後、土地の扱いですか。河川法にあります廃川の手続を取ることになりません。

【事務局】 廃川処分をしまして、その土地については県とか地元の市町村に移管するというのが通常でございます。このケースですと、どうするか、聞いてませんか。

【事務局】 土地改良の組合があって、そちらの方に移管する予定だそうです。

【委員】 ということは、農地に……

【事務局】 農地になるということでございます。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 ほかにどうぞ。

【委員】 質問ですけれども、土橋川の水害ですね、4ページですか、平成11年と平成13年に大きな水害と書いてありますけれども、平成13年は例の台風15号ですか。

【事務局】 ちょっとわかりません。

【委員】 多分そうだと思うんです。というのは、13年の水害って、どの程度の規模のものかというのはほとんど知らされていないんです、全国に。なぜかというと、これ9月11日の夜中だったんです。夜中から翌朝ぐらいにかけて。台風15号というのはのろのろ台風で、やっと関東に来たのが9月11日の夕方。通り過ぎたら、ほとんどニュースなくなって、そのうちに例のテロが起きたものですから、ほとんど災害の状況が知らされていないんです。

これは報道の特質といってもいいんですけれども、だから、どういう災害のパターンであったかということをお僕らも本当は知りたいんです。ということです。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 自分で計算するとわかるんだろうと思うんですけども、平成15年度初頭において一級河川は幾つになるのでしょうか。たくさん数字が出てくるんですけど、それが...
...

【事務局】 資料の2ページでございます。資料1-2の2ページですが、一番下につけています。これは今回の指定前ですので、平成14年度の一級河川が1万3,987河川です。今回、指定を認めていただきますと、これが1万3,989河川になります。そして、0.8引きまして、8万7,559.2kmになります。

【分科会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 今回の指定をどうこうという意見ではないんです。私、委員にさせていただいて初めて一級河川の変更という諮問に出会ったんですが、私の印象では全件が「工事をやるから一級河川にする」、「工事がなくなったから廃止する」、そういうケースっきりなんですよ。

どうしてかと思うと、河川法の第4条が国土保全上または国民経済上特に重要なものに関してやるとなっているので、よくわからないんですが、例えば「その河川がものすごく環境がよしいから、それを一級河川にしまおう」とか、「ものすごく悪いから、それを一級河川に直そう」とか、そんなようなケースってあるんですか、ないんですか。全部がこのパターンしかないのでしょうか。お聞きいたします。

【分科会長】 これは非常に重要な質問ですから、事務局どうぞ。

【事務局】 すみません、冒頭に御説明すべきでした。

河川法というのは、御承知のとおり、法河川ということで、一級河川、二級河川に指定しまして、建前として、国が直接乗り出すものを一級河川と言っているということでありまして、基本的には、その整備を進めていく、それから管理法でありますので、そういう中で一定の行為をとって国が維持管理に乗り出すというものについて一級河川の指定をしているということでもありますので、おっしゃるように、環境の観点から整備をするというものも当然あると思いますが、治水だけで限られるということはございません。河川法は環境の観点もございまして、河川法の趣旨に沿ったいろいろな整備をするという場合に

一級河川を指定しているということでございます。

逆に、指定をして国が何もしない場合に指定するということは考えにくいかと思っております。

【事務局】 今、手元に資料がなくてはっきりお答えできないんですが、水質浄化のための水路をつくったりして区域を河川指定しているところがあるかもしれません。それは施設としてやっているかもしれません。

一方、河川指定ではなく、河川区域の指定という手順もございます。それでは一つ事例がございますのは、釧路川の釧路湿原でございます。これにつきましては、治水の遊水地としての区域がもともと決っていたわけですが、平成 12 年に、それを湿原の湿地の自然環境の保全のために非常に広大な区域を河川区域に指定したという事例がございます。

【委員】 私のお聞きしたかったのはそういうことで、そういうことができるのであれば、どんどんやっていただきたい。頑張ってくださいという、そういう意味です。

別に法律変えなくていいんでしょうか。話していくと、いつでもこの河川法にぶつかって、法律にないからしないんだということになっているんですが、大丈夫なんでしょうか。

【事務局】 先ほど 前会長に対するお礼の中で申し上げた諮問の中に、こういうのがあったんです。当時、地方分権の話がございまして、そもそも一級河川、二級河川というのはどうあるべきなのか。その地方分権の議論というのは、もともと国の関与等をできるだけ減らすべきだという議論があったんです。それを受けて河川審議会に諮問したんです。

その際に、私たちがいろいろ先生方の意見を聞いて整理した中に、これは改めてきちんと御説明したいと思いますが、もともと国民経済上まさに重要な河川というものが本来、永久に一級河川として国が直轄管理すべきものというものが一つあるという話。

それから、永久に一級河川として管理すべきものかどうかということについては必ずしもそうではないが、起こった災害の激甚さにかんがみて、その工事の難しさだとか、お金が一挙にたくさん要るとか、いろんな要請から一時的に国が直轄として管理すべきもの、将来的には県に移管すべきものというものの整理のものが一つあるだろうと。

もう一つは、先ほどのような釧路、当時も釧路湿原とか釧路川ということが話題になったように記憶していますが、そういったようなことで、環境上、大変重要な河川だというような、そういう幾つかのものに整理してやった記憶がございます。そのあたりを個別に御説明させていただければと思います。

【委員】 今日、この場では結構です。

【分科会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 委員のお話しになったのに関連するんですけど、前回、天塩川で河川工事やって、その後、三日月湖みたいになっているのはどしどし廃川してきましたということがありました。そういうのは立派な河川環境なので保全すべきではないかというのが天塩川の整備方針の中で書き込まれました。今後、事務局はそうしていくというお話がありました。

先ほども廃川になったところをどうするんですかと聞かれて、土地改良に払い下げる場合もあれば、国有財産でだれかが管理する場合もあるということですけども、恐らく

委員と私も意見が一致するんじゃないかと思うんですけど、環境上いいところはちゃんと管理するという河川管理者の意思を示していいのではないかと、そういう御提案だろう

と思うので、私もそういう意味では同意見だと思います。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 今の意見、そのとおりと私も思っています。直接やり取りしているところで、東京都が管理している鶴見川の上流部分は、旧川をほとんどそのまま残して、新しく河川改修したところ、場合によっては通水も余りしないで、洪水時に初動あたり流すだけというのをどんどんやっていますので、自治体などではそういうことはかなり進んでいるのかなと思います。

【分科会長】 ほかに御意見、いかがでしょうか。

【委員】 二つあります。一つは、先ほど廃川区間、質問した理由は、実はそういうことで、各委員も同じ思いを持っているなとわかったんですが、具体の計画のことは既に地元で裁かれているのでわからないんですけども、例えばの例なんですけど、今回の蛇砂川でも、もう一つの川が合流している部分がありますし、ある程度、そういう場所はかなり重要である可能性もあるわけですね。これは一般論です。現地の状況わかりませんので、あれですが。

ですから、そういう場所は、河川側の方である程度緑地空間とか、場合によってはそういう土地を持っていること自体が後に河川管理上役立つことがあるかもしれませんが、そこら辺、これについては検討された経緯は多分あるんだろうと思いますが、ある程度そういう場所も一部重要なものを持っているとか、そこら辺は国の方としてもいろいろ検討されたり、指導されたりしてほしいなと思います。

もう一点は、今回の一級河川の変更の中にダムの実業中止に伴う廃止というのがございましたが、これはある程度全国的に一点検をされて、一応大体こういうものの中とか、あるいは、そういうものを決めて一斉にされているのか。あるいは、個々に順番にいろいろ検討されて、まだ今後もこういうのはあり得るのか、そこら辺は、一般的な形で結構ですが、教えていただければと思います。

【事務局】 今回の廃止のものは平成 12 年に、政府・与党でまとめて公共事業の見直しのときに整理して廃止になったものが 2 件あります。

【事務局】 今回ののは、そういうものでございますが、国土交通省が実施しておりますほとんどすべての事業につきまして、5 年ごとに再評価を行っております。毎年、再評価を行った結果、継続する事業もございますし、その時点で中止するという事業もございます。ですから、これからもこういうケースが出てくる可能性はございます。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

きょうは一級河川指定の問題を超えた大きい環境の問題も出ました。この分科会としては重い課題と受けとめて今後、検討を進めたいと思います。

とりあえず、本日の議題であります一級河川については、ほかに御発言ないようでしたら取りまとめをいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ただいま御審議いただきました河川法第 4 条第 1 項の一級河川の指定等については適当と認めるということにいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【分科会長】 よろしいですか。ありがとうございました。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができるとされていますので、本案については会長の御承認を得て審議会の議決といたしたいと思っております。

(3) 特定都市河川浸水被害対策法案について

【分科会長】 引き続きまして、今国会に提出されております特定都市河川浸水被害対策法案について御紹介があるとのことですので、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料2でございます。案文もつけてございますが、資料2のカラーの資料の方で御説明させていただきます。

1枚目の一番上の紙は、前回も御説明させていただいたものでございますが、もう一度改めて、特に2枚目以降のスキームの内容を中心に御説明させていただきます。

1枚目の中央の上の方に黄色いところで、この背景を書いてございます。平成12年の東海水害など都市部における浸水被害が頻発しているというのが背景にございます。また、ヒートアイランド等によりまして、1時間に70mmとか100mmとか、一時的に、集中的に降ることがございまして、特に河川に入る前の下水道が溢れるといったような内水被害等もふえているという背景がございます。

二つ目にありますが、従来ですと、これを河道の拡幅等によりまして対処してまいっているところでございますが、都市部の場合、ビル等が建っておりまして、なかなかそれが難しいということで、今回の新しいスキームは基本的には、従来の流す治水から、いわゆる貯めるといいますか、貯めていくと、それを周辺の地域も一緒に、皆さんと一緒に計画をつくってやっていくという形の新しい都市部の水害対策を講じようという法案でございます。

2ページ目以下に仕組みが書いてございますので、これに沿って御説明させていただきます。

まず、特定都市河川、それから、その流域の指定でございます。ここに図が書いてございます。特定河川を指定しまして、さらに下水道の排水区域も含めまして一体的に指定していくと、流域を指定するということでございます。対象となりますのは、都市部で著しい浸水被害が発生し、またおそれがある、かつ従来の方法ではなかなか治水が困難であるというところでございます。

主として念頭に置いていますのは、黄色い枠に書いておりますが、東京の神田川ですとか、神奈川の鶴見川、先般洪水がありました愛知の新川、大阪の寝屋川といった全国で30から40ぐらいの河川が該当するだろうと考えております。余り大きな河川ではなくて、都市部の比較的中小河川が中心になるということでございます。

その指定をしますと、ここにあります流域水害対策計画をつくるということでございます。従来、治水対策について、それぞれの皆さん、関係者が自分なりに努力しているわけですが、今回の法案におきましては、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同して一つの大きな計画をつくるということになっていきます。計画事項としては、ここにあります基本方針ですとか、目標降雨、各関係者が行う事項が書いてございます。

一つの例示として、ここにポンプによる浸水被害のイメージという図をつけております。下水道管理者の方でどンドン水を流しますと、河川の方が溢れていくということがありまして、もし河川の下流の地域が人口稠密であったりする場合には、場合によっては下水道の方で排水を停止してもらおうということもあり得ると思いますので、こういうことの調整に関するものも計画の中に入れて置くと、いざというときに役立つということで、例示として出しております。

この計画をつくりました上で、各関係者が何をするかというところは3ページ以下に書いてございます。

まず、河川管理者でございます。河川管理者は従来、河川に沿った遊水地の整備等はやっておりますけれども、今回、河川から離れたところでも雨水貯留浸透施設をつくっていかうということでありまして、現在の河川法ではこれできませんで、「河川の工事は河川について行う」となっております、河川に接しているところで行う必要がある。従来ですと、こういうことをする場合、途中の部分も河川に指定する必要があったわけですが、今回の制度は途中に関係なく、上流部につくるということによりまして、例えば河川に沿ったところは土地が非常に高いという場合にも、またスペースがないという場合に、上流部につくることによって、上流部の雨水をそこにためて、ピークをならすことができるということを講じたいと思っております。

2番目に他の地方公共団体の負担金です。これは主として下水道です。下水道の場合、市町村単位でやっております、現在のところ、複数自治体間の費用負担の規定がないということがありまして、この法律で規定する必要があるということでございます。例えばA町で雨水貯留浸透施設をつくると、B市は非常に人口稠密で場所がないという場合に、A町に大きいものをつくって、B市の方で負担をするということを実現することによって、トータルで所要の水の貯留を行うことを可能にするということでございます。

(3)は雨水浸透ます。図がございまして、普通、雨水はそのまま流すのが一般的でありますけれども、右側にありますように、宅地内の雨水ますに浸透機能を付加することによりまして、流出量を減らすことができますので、一個一個の量は小さいんですけども、これを例えば条例で、新しく住宅をつくる場合にはこういうことを義務づけをするということによりまして、地域全体がこういうことをしますと、かなり効果があるということで、これは自治体の条例に委ねますけれども、こういうことも可能ですよということを制度化したいということでございます。

次の4ページでございますが、今度は民間側に何を願うかということでございます。雨水浸透阻害行為の許可ということで、図がございまして、基本的には緑の山林とか農地は比較的水が浸透しやすい土地ですが、こういうところを開発しまして、いわゆるコンクリート等にしますと水の流出が非常に早くなりますということで、これについては、現在の状況と同じようになるように、雨水貯留浸透機能をつくっていただく。典型的には、調整池等をつくっていただくということですが、こういうことをしていただくようにしたいということでございます。それについて許可制を設けるとということでございます。

これは新規の規制になるわけですが、実質的には現在の宅地開発指導要綱等で既に実施されておまして、これについて、むしろ基準を標準化するということになりますので、関係の業界団体等にも説明しまして御理解をいただいているという内容でございます。

(2)の保全調整池にかかる行為の届出です。これは既存の調整池、先ほど申しました宅地開発指導要綱で既にできているものがございませう。ただ、これは残念ながら、行政指導でありますので、そのまましばらくたつと埋められてしまうという事態がまま発生していたわけでありませうが、これについて自治体の方で保全調整池として指定する、その上で変更する場合には届出をしていただくということにしまして、一定の助言・勧告をしまして、例えば調整池を残したまま上に建物をつくっていただくというような形を自治体も踏まえて検討するような制度をつくりたいということございませう。

3番目、管理協定に関する規定がございませう。こういう調整池等は、できるだけ自治体が管理することが望ましいと思っておりますけれども、場合によっては民間が持ったまま自治体と管理協定を結んで、いろいろ保全していくというやり方もあると思っておりますので、そういうことについての制度を置いております。これは譲受人に対しても効力を有するような承継効を持たせるようなシステムにしております。

最後の5ページでございませう。都市洪水想定区域、都市浸水想定区域の指定とあります。図の中の一番右側にありますが、これは水防法で平成13年に改正しました。水防法でこういう規定を入れております。浸水の予想される区域を示しまして、避難等に備えていただくということを制度化しておりますが、今回、都市部におけるものについても同じような制度をつくるということでありませう。従来、河川に加えて、都市浸水想定区域右側にあります、いわゆる内水被害が発生する可能性がある場所もお示ししまして、いろんな避難場所を確保しておいてもらったり、地下街等での情報伝達といったことを住民に周知するようなことを可能にするような仕組みにしております。

以上の形でありまして、基本的に、民間側には現在の流出量を維持して、これ以上水が流れないようにしていただきつつ、公共側の方で、従来できなかったことを、最初に申しました河川の方で、河川の外で工事をするとすることを可能にしまして、全体として治水の効果次第に上げていくということを期待している法案でございませう。

以上で説明を終わらせていただきます。

【分科会長】 ありがとうございます。

この法案は既に国会に提出されているわけですね。ということではありますけれども、何か御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

【委員】 今、説明を伺いまして、そうかと思つて、法律論としては非常におもしろい論点が含まれているなと聞いていたんですが、前回でしたか、分科会のお話をお伺いしたときは大変画期的な法律であるというような第一印象だったんですが、その後、いろいろうわさを聞きまして、それほど大した法律ではないと。私権制限等、非常に抑制的であるということもあつたんですが、改めて説明を伺いますと、そうはいつても、かなり新しい考えが入っているなということで、若干御質問をさせていただきたいんです。

伺いたいことたくさんあるんですが、一つは、流域指定ということになると、これはコメントかもしれませんが、その部分、コンセプトとしては、河川というところ、水系から一歩出まして、面的なものになったということが質的には非常に違うのかなということが一点ですね。

それから、お伺いしたいのは、4条のところですが、流域水害対策計画の策定ということで、これは河川管理者、下水道管理者、知事と市町村長が共同して策定と書いてある

んです。私、この共同という言葉が法文にあるのは余り見たことないというか、初めてぐらいじゃないかと思うんです。これがどういう意味なのかというのが質問でございます。

それから、考え方としまして、3点目です。質問としては2点目になるんでしょうか。7条の話で、負担金ございましたけれども、地方公共団体の負担金の話が御説明の資料ですと3ページ目に出ております。河川と下水道が連携するということには、河川の場合は、基本的には一級河川の場合であれば国の方がちゃんと仕切っていくという仕組みがあるんですけども、下水道はこれが自治体ということで、これをうまく連携させようとすると、ぎりぎりのところで、多分連携できないというところが出てくると思うんですね。そのあたりの仕切りを法律でもって自治体間の調整を国がやったという一つの例なのかなと思ったんですが、そのあたりの潜在的な矛盾というんですかね、そういうのは本当は解消しないといけないんじゃないかと思っております。

簡単に言うと、下水道というのが本当に自治体に全部ゆだねていいんだろうかというところが一つ、水の管理という観点からいうと、そういうことが言えるのではないかとということで、その点についてもコメントがあれば教えていただきたいなと思います。

もう一つは、8条なんですけれども、私も今見たばかりなので、よくわからないんですが、8条の下水道法の排水設備の技術上の基準に関する特例ということで、条例でもって技術基準を変えるという仕組みをつくっておられるんですが、8条の場合は、最後の行に、条例で基準を強化するとか、そういうことではなくて、まさに条例の基準で変えてしまうというのは、下水道管理というのは自治事務だから変えてもかまわないと。とすると、法律との関係でいいますと、新しい法律と条例というのが、基準設定というところでもはや法律と条例の優劣関係というのが基本的にあったと思いますが、それを変えてよろしいというのは、これは都市計画法の開発許可の基準のやり方とはまた違うというふうに理解していいんでしょうか。

とりあえず、そんなところですよ。

【事務局】 まず、冒頭おっしゃった、この法律が画期的かどうかという点について、特に御質問ではなかったんですが、冒頭申し上げればよかったんですが、幾つか目玉があると思っております。

一つは、河川の全体、流域も含め広い範囲で計画をつくるということは、河川の法体系で書くのは初めてです。もちろん総合治水ということで行政指導で従来やっておりましたけれども、法律に書いて、しかも規制も含めてやる、しかもかなり広域的に、かつ総合的にやるということですので、それは関係者の意識の面でも全然違うと思っておりますので、それはかなり画期的だということは言えると思っております。

それから、河川管理者が外に出て工事をするという点については、私ども具体的に進めた横浜の鶴見川とかこういうところだと、実際、工事をしようしますと、何千億円とか何兆円かかるというような工事になりますので、それを少し離れたところで工事することによりまして、何分の1かの期間と工事費でできるということになりますので、いろいろ公共事業の議論とかございますが、コスト的に見ても非常に効率的に仕事ができる。しかも、時間が早くできるようになりますから、そういう意味で、従来行き詰まっていたところがかかなり画期的に早くできるようになるということは期待しておりますので、これは実際の成果も見えていただければと思っております。

鶴見川の場合、費用が10分の1、期間が3分の1という試算をしております。そういうデータがございます。

2番目に、共同の意味ということですが、おっしゃるとおり、共同してつくるというのはなかなか画期的だと思います。従来は、例えば河川管理者がつくって関係自治体に協議するとか、意見を聞くとかいう形が多いんですが、今回の場合、皆さん対等にしまして一緒にやるということでありまして。

実際にどういう形でやるかというのは、これはまだ決まっているわけではありませんが、何か協議会のようなものをつくって、そこで計画案を出して、練っていくということになっていこうと思います。それぞれの原案は、この法律に書いてございますが、原案は下水道に関する部分は下水道管理者、河川に関する部分は河川管理者がつくる、いわば、原案策定権みたいなものは法律の中で位置づけておりまして、専門の人がつくる、ただ、最終的に合意は皆さんと一緒にやっていく、そういう意味では、新しい形かなと、対等な形をつくっていくという形になっております。

それから、下水道の負担金の部分について、基本的に、この法律の中では、関係者間で話し合っ、負担金について話がまとまったことを想定しています。いわゆる仕切り役のようなものは、制度的には必ずしも置いていません。そういう御意見もあろうかと思いません。例えば、もめた場合に調整規定を置く。よくあるのは国土交通大臣が最終裁定をするとか、そういう制度論もあるかと思いますが、今回、それは入れておりません。

というのは、これからやってみて、基本的には皆さん、熱心にやる、うまくいくと思っておりますけれども、それでどうしてもうまくいかないということがあれば、将来、検討課題だと思いますが、当面は、そもそもそういう規定がないものですから、負担をし合う規定がないものですから、まずそれをつくろうと。今後の運用状況を見て、さらに制度論については、必要ならば見直しをしていくということはあると思います。

最後に8条の規定ぶりですが、緩めることは考えておりません。条文を読んでいただきますと、同条3項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分ではなく、必要であると認められたときはと、書いてありますので、基本的には、技術的基準を強化する場合を想定しています。これは地域の判断で、政令で定める基準よりもさらに、例えば想定する降雨の量を高くするとか、厳しくするとかいうことによって、各自治体の判断で条例でやるができるという制度にしておりますので、基本的には強化する方向で書いています。法律としては、一種のナショナルミニマムを定めたという形になっているわけでございます。

【分科会長】 よろしいですか。

【委員】 ありがとうございます。

4条の共同については、協議とか意見を聞くというのとどう違うのかというのは、よく私も考えてみたいなと思ったということが一つ。

さっき質問し忘れたんですけれども、資料の4ページで、これも制度の説明ということになるんだと思いますが、(2)ですけれども、保全調整池にかかる行為の届出ということで、既存のものについて従前、自治体が行政指導しかできなかったということで新設されたということなんですが、資料だけ見ますと、都道府県知事が助言・勧告できると書いてあって、これはやっぱり行政指導なんで、別に変わらないんじゃないかと思いますが。

【事務局】 現在は、最初に開発するときに指導要綱に従いまして調整池をつくっていたにいたっている。都市計画法の開発許可の制度がありますので、かなり強いものであります。ただ、その後、つくった後について、今、制度は全くないんです。

ですから、自治体側も当初は把握するんですが、その後は全く手続はないということですので、今回、届出をしてもらうというところが新しく、届出をしていただくことによって、行政側で、ここが埋められそうだとということが把握できますので、交渉する機会ができるということでもあります。

おっしゃるとおり、その後の手続については助言・勧告しかできないではないかというのは御指摘のとおりであります。過去、そういう法律の根拠なくつくってもらっているものですから、一種の指導でできているものですから、保全義務を課するというのはなかなか難しい、制度論として難しいということではありますが、ただ、届出は義務づけをさせていただく。これは新しい規制なんですけれども、これによって機会を与えて、後は関係者間の話し合いにゆだねるということにして、そういう意味では、ソフトではあると思いますけれども、従来に比べると、従来は全く知らない間に、いつの間にか埋められていたということではありますが、それに比べるとかなりできます。

また、保全調整池に指定しますと、標識を立ててまいります。そうすると、これはこういう目的をもった保全調整池ですということを世間の人も見ますから、勝手に埋めるということは事業者の人やりにくくなるだろうと思いますので、かなり実効性はあるんじゃないかと思っております。

【事務局】 強制はできないということなんですが、強制はしません、助言・勧告なんです。助言・勧告によって事実上の強制しようという意図ではなくて、本当に必要なものであれば買い取ることも考えますし、大事なことは、そういったものがいつの間にか埋められていると、流域の安全度がいつの間にか下がっているということを私たちがわからないというところが一番の問題だろうと思っているわけです。

そういったことが今回は、届出は義務でございますから、これは法律上の強制でございます。そういったことによって、全体の調整、つくった調整池の量というものが押さえられます。残念なことに、それが埋められていって減ってくるとなりますと、それに対する対策を河川管理者なり下水道管理者なりが責任を持った対策を立てることができる、そういった点で意味はあるかと思っております。

【分科会長】 今、言いかけたんだけど、私も 先生と同業の行政法専攻なんですね。ですから、一瞬、分科会長をちょっとおります。

共同というのは確かに珍しいんですけど、例はあるんですね。国土総合開発法の地方総合開発計画は都府県が共同して策定することになっています。最近の例では、地方拠点都市法というのがありますね、産業再配置とくっついた長い題名ですけど。これの市町村の基本計画が複数市町村、共同してという規定、入っています。ですから、共同して、それぞれが責任を持ってという構造になっています。ただ、本法は施設の管理者と共同するという形まで手を広げていますから、私の知る限りでは、例はないケースじゃないかなと思っております。

また分科会に戻ります。

ほかに御質問ないですか。

【委員】 今の共同という意味、私もよくわからないんですが、計画決定をするときに、この関係者が全部、その計画に対して責任持つという形なんですか。最終的には……。河川管理者が決定権を持つのか、どういう形になっているんですか。

それから、それを執行する場合の組織とか、そんなあたりはどんなふうになっているんでしょうか。

【事務局】 先ほどの4枚紙の資料の2ページ目に書いてございます。これは条文にも書いてございますが、計画は共同でつくりますが、計画の中にそれぞれの主体が何をするか、例えば河川管理者はこういうことをしますというふうにしますので、個々の施設の管理はそれぞれの司でやっていただくということでありまして。ただ、その計画自体は皆さんで共同して、皆さん共同認識を持ってつくりましょうということでありまして。

その執行の形はどうするかというのは、正直言って、まだ決っておりません。先ほど申し上げた協議会のようなものをつくってやるのが一つの形だと考えられますが、もう少し検討していきたいと思っております。

細かいですが、条文の方を見ていただきますと、10ページにあります。5条の1項、計画を実施についての規定がございます。この計画をつくった後、「河川管理等は……必要な措置を講ずるように努めなければならない」と書いてありまして、さらに、つくった人以外、2項には周辺の住民とか事業者の方もいろんな協力をすると、みずからも努力するという、一般的に努力義務も書かせていただいているということがございます。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

(4) 河川整備基本方針策定予定河川の概要について

【分科会長】 引き続き、第3の議題に移りたいと思っております。

今後、審議予定の一級河川にかかる河川整備基本方針について御紹介があるとのことで、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 でございます。

一級水系の河川整備基本方針の策定につきまして、小委員会で御審議いただく準備している水系が4水系ございますので、きょうはその4水系の概要を説明させていただきたいと思っております。

まず、今まで河川整備基本方針、どれだけできているかということでございます。日本地図の中でブルーで塗ってある水系、16水系ございます。これは既に河川整備基本方針が策定済みでございます。今回、策定予定の一級水系は四つございます。一つ目が北陸地方の手取川でございます。二つ目が中部地方の櫛田川でございます。三つ目が四国の肱川でございます。四つ目が九州の筑後川でございます。この4水系の河川整備基本方針の御審議をいただくということで準備しております。全国109水系ございますが、この4水系ができ上がりますと、ちょうど20水系の河川整備基本方針ができ上がるという形になります。

これら4水系の概要でございますけれども、一覧表で書いてございます。まず手取川でございます。主な流域はほとんど石川県でございます。流域面積が809km²、幹川流路延長72kmということで、109水系の中でいいますと、流域面積で77番目、流路延長で71

番目ということで、比較的小さな一級水系でございます。

その次の櫛田川でございます。これも三重県を流域といたしまして、流域面積が 436km²、幹川流路延長 87km ということで、流域面積では手取川よりもさらに小さくて 97 番目になりますけれども、流路延長では手取川より長くて 58 番目といったような、これも比較的小さな一級水系でございます。

次の肱川につきましては、愛媛県が流域でございますけれども、流域面積が 1,210km²、幹川流路延長 103km ということで、流域面積で 55 番目、流路延長で 50 番目でございますので、一級水系 109 水系の中でちょうど真ん中あたりの大きさということになります。

次に、九州の筑後川でございます。流域が福岡、佐賀、熊本、大分の 4 県でございます。流域面積が 2,860km²、幹川流路延長 143km ということで、全国的に見ますと、109 水系の中で、流域面積で 21 番目、流路延長で 22 番目でございますけれども、九州の中では流域面積、流路延長とも第 1 位の河川でございます。

まず、手取川につきまして概要を御説明申し上げます。手取川、この赤で囲んだところが流域でございます。能登半島がございまして、石川県がこのような形になっておりますが、石川県の西部を流域といたしております。北側といいますか、東北側には金沢市、西南側には小松市というところがございます。

次、お願いします。流域の全体の概要でございます。こんな赤で囲んだところでございます。この流域の中の主な都市といたしましては、下流部に松任市、美川町、川北町とございます。中流部、ちょうど山から手取川が扇状地へ出てくるあたりでございますけれども、そこには鶴来町が位置しております。

次、お願いします。これは手取川の源流の白山でございます。標高が 2,702 m でございます。この写真で見ただけでもわかりますように、ところどころ沢が荒れております。それをもう少しアップいたしますと、こんな形、先ほどの写真をアップした部分でございます。この白山周辺は急峻な地形と脆弱な地質ということで、山地の崩壊が著しくございまして、古くから土砂災害が多く発生しております。この写真、左側が別当谷という沢でございますし、右側が甚之助谷という沢でございます。いずれの谷も崩壊が進んでおりまして現在、直轄砂防事業等で地すべりも含めて砂防事業、地すべり対策事業が行われているところでございます。

次、お願いします。次は手取川の中流域、まだ扇状地まで出てきておりません。大きな支川の大日川との合流点のあたりでございます。河口からは約 22km、23km あたりでございます。山地に囲まれた溪谷部を流れまして、川の周辺は河岸段丘になっております。大体このあたりで河川の勾配が 160 分の 1 といったような、非常な急流河川でございます。

次、お願いします。この写真がちょうど手取川が鶴来町のあたりでございますけれども、ここから日本海に向けて扇状地となって流れていく部分でございます。ここの赤でカーブがかいてございますけれども、こういう形で日本海側へ流れていっております。大体このあたりで河口から 14km でございます。ここでの勾配も 180 分の 1 程度ということで、先ほどの中流部と余り変わらないような勾配で流れていっております。

次、お願いします。これが手取川の河口部でございます。北陸自動車道が通っております。日本海側の川は大体同じでございますけれども、冬の波浪の影響で砂州が発達することによりまして、河口閉塞することが問題となっております。現在、手取川では、ここに

線が見えますけれども、河口の導流堤を暫定的につくってきておりまして、河口閉塞用の対応を行っているところでございます。

次、お願いします。手取川の洪水の状況でございます。先ほども申しましたように、上流が非常に脆弱な地質であるということ、また急流河川でもあるということ、古くから水害、土砂害が頻発しておりました。この図でブルーで塗った箇所は、昭和9年に発生した洪水によるものでございまして、流域の全般にわたります、ほとんど扇状地の部分ですべてつかっていると、浸水面積で約53km²でございます。

次、お願いします。その当時の被災写真でございます。昔の国鉄の鉄橋も流れております。また周辺の田畑、家屋等もほとんど全滅状況でございます。この洪水で、上流で約1億m³の崩壊土砂が生じております。また、下流でも堤防決壊が18kmに及んでおります。死者行方不明者で112名という被害を受けております。

次、お願いします。一方、手取川の水利用の状況でございます。急勾配を利用した発電とかんがい用水が多く利用されております。上流部には昭和55年に手取川ダム、治水と水道用水と発電を目的といたします総貯水容量2億3,100万m³の多目的ダムができておりますし、下流扇状地に出ていく付近に白山合口堰堤というのがございまして、ここでかんがい用水のほとんどが取水されて扇状地へ配られていっているといった状況でございます。

次、お願いします。手取川の特徴と申しますと、急勾配であるということ、また土砂の生産も多いということで、河道を川の水が蛇行しながら砂州を発達させながら流れている。急流河川の特徴でございます。それとともに、ちょっと見にくいですが、この赤丸で囲んだあたりでございますけれども、古くから霞堤方式で治水がなされておりました、そういう霞堤が今も残っているといった部分がございます。このあたりまで河口から6km、7kmあたりでございます。このような形の形態の川であるというのが特徴でございます。

次、お願いします。次は、2番目の水系の櫛田川でございます。櫛田川は三重県の中部にあります。三重県全体がこんなあたりでございますが、三重県の中部を西から東へ流れます細長い流域を持つ一級河川でございます。

次、お願いします。これがもう少し拡大した図面でございます。中流部に多気町、下流部には松阪市、牛肉で有名でございますが、そういう都市が位置しております。

次、お願いします。これが櫛田川の源流部、水源でございます。ちょうど三重県と奈良県の県境でございます。標高1,249mの高見山でございます。これよりもう少し南側、この写真でいいますと、こちらの方になりますが、大台ヶ原でございます。大台ヶ原は多雨で有名でございます。この櫛田川流域もその影響を受けまして、年間降水量が2,500mm前後。日本平均が1,800mm前後でございますので、かなりの多雨地帯となっております。

次、お願いします。櫛田川の上流部でございますけれども、平成3年に多目的ダムでございます蓮ダムが完成しております。洪水調節と水道用水、不特定用水の補給、それから、発電を目的とした多目的ダムで、総貯水容量が3,260万m³の多目的ダムが平成3年に完成しております。

次、お願いします。これが櫛田川のちょうど中流部のあたりでございます。河口から大体14kmでございます。川の状況といたしましては、両側に河岸段丘がございまして、そ

の中を櫛田川が流れていっております。川岸沿いに、緑に見えますけども、河畔林が連続しておりますし、川底には岩盤が露出しているといったようなところでございます。

次、お願いします。そこからもう少し下がっていきまして、河口から 10km の地点でございます。櫛田川はこう流れていっておりますが、ここで祓川という川を分派しております。ここで櫛田可動堰という堰でもって櫛田川本川と祓川を分派いたしております。祓川につきましては、農業用水として多く活用されております。また、古くは、こちらの祓川の方が櫛田川の本流であったというふうに想定されております。永宝 2 年（1082 年）の大洪水だとか地震によりまして、現在のこちらの方の河道がだんだんメインの河道になってきたという説がございます。

次、お願いします。これが櫛田川の河口部でございます。櫛田川はこういうふうの流れで来ております。ごらんになってわかりますように、河口部には干潟が広がっておりまして、ハマボウなどの海浜性植物、ゴカイなどの底生生物、あるいはコアジサシの繁殖地も見られます。

次、お願いします。これが櫛田川の洪水の状況でございます。櫛田川は昭和 34 年の伊勢湾台風で、この図に色で塗りましたエリアが浸水被害を受けております。この被害は死者行方不明者 16 名、浸水家屋 3,814 戸でございます。

その当時の洪水被害の状況でございますが、次、お願いします。このような状況で、こちらでも国鉄の橋梁が流されております。紀勢線でございます。また、家屋、田畑等もかなりの被害を受けております。昭和 34 年の伊勢湾台風の大被害を契機にして、櫛田川につきましては直轄事業で河川改修に着手したという経緯がございます。

次、お願いします。次は利水の状況でございます。古くからかんがい用水として利用されておりますけれども、近年では松阪市の臨海工業地帯への工業用水あるいは松阪市、伊勢市への上水道など、都市用水の水源としても利用されております。大きくは、先ほどの櫛田可動堰もございますけれども、そのほかにも第一頭首工、第二頭首工といったような頭首工がございます。

次、お願いします。櫛田川の特徴でございます。こちらが櫛田川で、これが先ほど分派していると言いました祓川でございます。祓川沿いに斎王の宮殿でございました斎宮がここがございます。もともと祓川という川の名前は、斎王が斎宮に入る際にお祓いをしたという意味で祓川という名前がついたと言われております。この斎宮制度、7 世紀の飛鳥時代から 14 世紀の南北朝時代まで約 660 年間に 60 人を超える斎王がこちらの方に来られたということでございます。現在、この斎宮跡でございますけれども、昭和 45 年から発掘調査が行われておりまして、昭和 54 年に国指定の史跡となっております。

次、お願いします。次は四国の肱川でございます。愛媛県の西部を流域としております。

次、お願いします。この肱川は、また非常におもしろい川と申しますか、水源がこのあたりでございますけれども、グルグルと反時計回りに流れていきまして、伊予灘に注ぐという川でございます。幹川流路延長は、先ほど申しましたように、103km ございますけれども、この水源から河口まで直線距離ではかりますと、18km といったようなことで、かなり遠回りして河口につながっているような川のように思いますが、これはもともと川があったところに後から地盤が隆起して、ある意味で、行き先をどうにかこうにか見つけながら海にたどりついていっている川である。ちょっと変なたとえになりますが、そ

ういう性質の川でございます。中流部に大洲市がございますし、河口部には長浜町といった町がございます。

次、お願いします。これが肱川の源流部の鳥坂峠でございます。標高自体も 460 m というふう到低く、ここから向こう側 18km いったところがもう河口になっていますが、川はこちらの方からずうっと反時計回りで流れていっているといったような川でございます。

次、お願いします。肱川の上流部でございます。野村あるいは宇和等の盆地が発達しております。宇和盆地でございますけども、河口から川沿いに 90km さかのぼった地点でございます。

次、お願いします。これは中流部の大洲盆地でございます。ここから肱川は、山と山との間を抜けまして、瀬戸内海へ流下している部分でございます。この大洲は古くからの城下町でございますが、もともとの城下町は肱川の左岸側にお城等がありまして、設けられております。最近、高速道路が開通したり、後ほど申しますけれども、肱川の治水事業が進みまして、肱川の右岸側の従来たびたび水につかっていた平地のところ、新しい市街地ができ上がりつつあるところがございます。

次、お願いします。これが先ほど大洲からずうっと山の中を抜けてきて、海に注ぐといった部分でございます。河口の長浜町でございます。ほとんど海岸の砂州の上に町があるといったような形で、両側は急峻な山でございます。また、この肱川は、お聞きになった方もおられるかと思いますが、秋から冬にかけて海と大洲盆地の気温の差による気圧によりまして霧が発生して、それが川を流れていくといったようなことで、「肱川あらし」といったようなことで、ときどきテレビにも出ておりますし、また地元の風物にもなっている部分でございます。

次、お願いします。肱川の洪水の状況でございます。昭和 18 年、20 年と大きな洪水を受けておりますけれども、最近では平成 7 年に大きな洪水を受けております。特に、先ほど申しました大洲の新しく市街地になった部分、このあたりでございますけれども、これを中心に 1,195 戸が浸水しております。

次、お願いします。浸水の状況はこのような状況でございます、こういうところが大洲の新しく市街地になった部分 このあたりです が洪水で浸水しております。この洪水を受けまして、激甚災害対策特別緊急事業で下流あるいは大洲盆地での築堤工事が進められております。

次、お願いします。それとともに、一般的な築堤方式のほかに、後ろに山があって、住家があって、すぐ川があるということで、こういうところに堤防をつくってしまいますと、本来、守るべき家屋が移転してしまうといったことがございます。このために、肱川では堤防をつくるのではなくて、地盤を堤防の高さまで盛り土して、かさ上げして浸水被害の解消を図るという方式をとるところ取り入れております。この写真、先ほどの大洲の市街地を抜けて山間部にちょうど入りかけるところ、河口から 13km 付近の五郎駅前地区、こちらに J R が走っておりますが、そこの宅地のかさ上げ事業でございます。

次、お願いします。肱川の利水でございます。かんがい用水と発電用水に多く利用されております。上流には昭和 35 年に鹿野川ダムができておりますし、昭和 57 年に野村ダムができております。また野村ダムの水は、この流域だけではなくて、先ほどの図でいいますと、西側といいますか、流域外の南予地域、特にミカンの産地でございますけれども、

そちらにも導水されております。

次、お願いします。肱川の特色でございます。河川空間の利用が地域ごとに盛んでございます。河口部では、このようなアオノリ取りが行われまして、乾燥重量で年間約4トン、アオノリが取れますし、また中流の大洲のところでは6月から9月にかけて、鵜飼いが開催されるなど、川を利用した産業と申しますか、観光が盛んなところでございます。

次、お願いします。次は九州の筑後川でございます。先ほども申しましたように、4県を流域といたしまして、全国的には20番目あたりの川ですが、九州では流域面積、幹川流路延長とも第1の川でございます。

次、お願いします。ブルーが筑後川の流域でございます。上流部の熊本県、大分県から中流部の福岡県、佐賀県を通りまして、有明海に注いでおります。流域の代表的な都市としましては、上流部に日田市、中流部に久留米市、下流の大川市等がございます。流域内の人口は約100万人でございます。

次、お願いします。筑後川の源流でございます。ちょっとよくわからない部分もあるわけでございますけれども、これがくじゅう連山でございます。こちらが獺師山といっているところでございます。筑後川の水源自体はこのあたりの瀬の本高原付近とされているところでございます。

次、お願いします。そこから流下いたしまして、これが日田市の市街でございます。江戸時代、天領として栄えております。河口から75km付近でございます。日田のスギ、ヒノキの材木がここで集められまして、下流の大川市などへいかだで運ばれていたというところでございます。

次、お願いします。中流部の久留米市の市街部でございます。人口23万でございます。高水敷もいろんな活動に利用されておりますし、久留米市内、河川の流下能力が低かったということで、大規模な引き堤事業を行ったところでございます。大体このあたりで河口から26km付近でございます。このすぐ下流に筑後大堰がございまして、そこから下は汽水域という形になります。

次、お願いします。これは筑後川を河口から逆に見た図でございます。こちらが筑後川の本川、派川の早津江川が有明海に注いでおります。満潮時には海水が、先ほど申しました筑後大堰まで遡上いたしまして、約23km間でございますけれども、汽水域となっております。また、このあたりに、ちょっと見にくいんですが、このような導流堤がつくられております。これは船が有明海と行き来するときに、オランダ人技師のデ・レーケが設計したと言われております導流堤でもちまして、船の航路のための水深を確保している部分でございます。

次、お願いします。筑後川の洪水の氾濫状況でございます。一番大きいのは昭和28年6月に発生した洪水でございます。このブルーのエリア、地形図と重ねますと、平地の部分はほとんどというより、山から山までの間が洪水につかっております。家屋の流出全半壊1万2,801戸、床上浸水が約5万戸、床下浸水が約4万5,000戸、被災者数54万人といった大洪水でございました。これを契機にいたしまして、後ほど述べます松原、下笠ダム等が建設に着手されたわけでございます。

次、お願いします。これがその当時の洪水の被害状況でございます。一面、泥の海といったような状況でございます。

次、お願いします。筑後川の最近の洪水の特徴といたしましては、風倒木、風によって倒された木、赤でかいた部分が風倒木が発生した箇所でございますけれども、それが河川に流れ出て、橋に引っかかったり、あるいはダム湖にたまっているといったことが挙げられます。平成3年の台風19号で、1,500万本の木が倒れました。風倒木になりました。この赤でかいた部分でございます。その後、平成5年の洪水で、倒れた木が下流に流下いたしまして、松原ダム、下笠ダムでは約7万7,000m³に及ぶような流木が堆積したといったことがございます。

次、お願いします。筑後川の水利用の状況でございます。多くのダムや堰がございます。先ほど申しました松原、下笠ダムあるいは筑後大堰等がございます。これは、ここの流域の中のかんがい用水だけではなくて、福岡市への都市用水の供給等も行っているものでございます。

次、お願いします。筑後川を特徴づけるものとして、上流部では日田市のアユやな、中流部で久留米市の河川公園、また下流部の干潮区間では最大6mの干満の差がございます。これが同じ地点の感潮時と満潮時の写真でございます。その干満のためにガタ土という河床堆積土がございますし、汽水域の中でエツ、アリアケヒメシラウオといった独特の生息環境になっているといったところが特徴として挙げられます。

以上、概略でございますが、これら4水系につきまして、今後、小委員会で御審議をいただこうと考えておりますので御紹介いたしました。ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございます。

今、御紹介のありました4水系の河川整備基本方針につきましては、例により、今後、河川整備基本方針検討小委員会の場で審議していくことといたしたいと思います。

一応、本日予定しました議題は終わりましたが、何か御発言がありましたら、つけ加えていただきたいと存じます。

委員、よろしいですか。

【事務局】 先ほど 委員から、青森県の土橋川の御指摘がございました。 委員の御指摘のとおりでございます。平成13年9月11日の台風15号による水害でございます。このときに八戸市におきまして、浸水面積約1万m²、浸水家屋44棟ということで、準用河川の水害としては大きな水害だったんですが、たまたま9月11日ということで、この規模だと十分に全国ニュースになると思うんですが、そのときの報道では地方版が主であったということでございます。

なお、今お配りさせていただいておりますように、この水害につきましては、水害レポートという形で平成13年度の代表洪水ということで御紹介させていただいておりますが、今後とも代表水害の事例の一つとして、機会あるときにPRさせていただきたいと思っております。

以上です。

【分科会長】 さて、御発言なければ、これで議事が終わりましたので、最後に本日の議事録についてでございます。これは内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

本日の議題は以上でございますので、これをもちまして河川分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

【事務局】 お手元の資料につきましては、お持ちいただくか、必要でございましたら、そのまま置いていただければ、後ほど郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 閉 会